

標準様式第1号 内部監査(自己点検)シート【青果物(果樹・野菜)】

内部監査(自己点検)日	実施者	改善確認日	確認者	

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
1 管理全般(農場経営管理を含む)						
農業生産工程管理(GAP)に取り組んでいる	1.1	必須	継続的な改善活動(栽培計画を策定し、点検項目を確認して農作業を行い、取組みを記録・保管し、自己点検及び団体による点検を受けて次作に向けた改善点を見出す)によるGAPを実践している。	自己点検、農場ルールの見直しなど、継続的な改善活動を行っていることが記録等で確認できること。 点検・見直しは年1回以上行っていること。 【確認書類】 ・自己点検(内部監査)シート		
	1.2	重要	集荷団体や部会等が開催する農産物の安全性確保や、GAPに関する研修会等に参加している。	集荷団体等が開催する農産物の安全性確保やGAPに関する研修会に参加していること。 【確認書類】 ・研修会資料(出席者名簿など)		
登録種苗や技術・ノウハウ(知的財産)を保護、活用している	2.1	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用している。	農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用していること。 【確認書類】 ・知的財産の保護・活用について明文化した書類(該当ある場合)		
	2.2	必須	権利が保護されている種苗(種子、苗、果樹の枝)を育成者の許可なく増殖したり、生産者等に種苗として販売を行わない。 【法令上の義務】	権利が保護されている種苗(種子、苗、果樹の枝)を育成者の許可なく増殖していないこと。 登録品種など他人の知的財産を侵害しないよう許諾を得ていること。 【確認書類】 ・種苗の購入伝票(相当量の購入を確認) ・登録品種権利許諾の書類		
農産物の生産に関する伝票、領収書等を保管している	3.1	必須	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を取引先等に対応できるように一定期間保管している。	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を保管していること(必要に応じて1~3年)。 【確認書類】 ・種子、苗、農薬、肥料、堆肥の各購入伝票、領収書等		
	3.2	必須	農産物の出荷記録をつけるとともに、3年間には出荷伝票を保管している。	出荷に係る内容を記録して保存していること(集荷団体が出荷記録等を記録・保管することも可)。 【確認書類】 ・出荷記録(出荷台帳)、出荷伝票		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
栽培情報・生産資材の使用履歴を記帳している	4.1	重要	ほ場情報(マップ、ほ場一覧表)を記録、保管している。	ほ場の位置、面積、作付品目等の一覧およびほ場マップがあること。 【確認書類】 ・ほ場一覧表(ほ場台帳)、ほ場マップ		
	4.2	必須	栽培履歴、農薬・肥料等の使用履歴を記帳している。 また、資材の消毒や施設・機器の保守管理の記録についても保存している。	栽培履歴や農薬・肥料等の使用履歴について記録して保存していること。 資材消毒、施設・機器の保守管理について記録して保存していること。 【確認書類】 (生産工程記録簿) ・栽培履歴、農薬使用簿、肥料等使用簿、資材消毒記録、施設・機器保守管理記録		
帳簿類を整備している	5	必須	農薬・肥料等の在庫台帳など帳簿類を整備し、取引先等に対応できるように一定期間保管している。	記録は保存期間(必要に応じて1~3年)の間、保存されていること。 【確認書類】 ・農薬・肥料等の在庫台帳		
GAPの取組みについて外部委託先と合意している	6.1	必須	播種、防除、施肥、収穫、運送等を外部の事業者へ委託する場合、契約文書等により農場のGAPの取組みに従うことの合意を得ている。	契約書には委託する工程におけるGAPの取組みを記載し、委託先はこの取組みに従うことを明記していること。 契約書を作成しない場合は、委託先が公開・提示している文書(約款、作業の申込書等)を確認・保管していること。 【確認書類】 ・委託契約書、申込書等		
	6.2	重要	外部委託先に対し、GAPの取組みに適合しているかどうか年1回以上点検し、その記録を残している。	年1回以上、委託する作業等に立ち会い、GAPの取組みへの適合を確認し、記録を残していること。 【確認書類】 ・作業等への立ち合いの記録		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
2 食品安全						
農産物取扱い工程の明確化とリスク評価を行っている	7.1	必須	農産物・品目ごとに作業工程、各工程で使用する資源(水、資材、機械・設備・車両等)を明らかにした農産物取扱い工程を文書化している。	ほ場の準備、栽培、収穫、調製、輸送等の作業工程が漏れなく記載されており、使用する資源にも漏れがないこと。 【確認書類】 栽培工程管理一覧表(リスク評価表)		
	7.2	必須	農産物取扱い工程について、食品安全に係る危害要因を特定し、そのリスク評価を年1回以上行っている。	個々の農場の条件にあった危害要因が特定できており、リスク評価を年1回以上行い、リスクの見直しがされていること。 【確認書類】 ・栽培工程管理一覧表(リスク評価表)		
土の安全性を確認している	8	重要	ほ場の土の安全性を確認している。	きゅうり等を新規に作付する場合、長期土壌残留性農薬のリスクがないことを確認していること。 過去に資材置き場として使用されたなど化学物質等の汚染のリスクについて検討していること。 汚染が疑われる場合等、必要に応じて化学分析や農薬残留検査を行っていること。 【確認書類】 ・化学分析や残留農薬検査の結果(必要な場合)		
栽培から出荷まで、安全性が確保された水を使用している	9.1	重要	栽培に使用する水の水源(水道、井戸水、水路等)を確認している。	栽培に使う水の水源について確認していること。 汚染が疑われる場合等、必要に応じて水質検査を行っていること。 【確認書類】 ・水質検査の結果(必要な場合)		
	9.2	必須	収穫が近い時期のかん水に使用する水及び農産物を最後に洗浄する水には、水道水など安全な水を使用している。	収穫が近い時期のかん水には安全な水を使用していること。 出荷調整時に最後に洗浄に使用する水は、水道水か飲用に供することが出来ると認めた水を使用すること。 安全性の確認が必要な場合等、必要に応じて水質検査を行っていること。 【確認書類】 ・水質検査の結果(必要な場合)		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
肥料等の安全性を確認している	10	必須	放射性物質の確認が必要な肥料等について、含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 また、行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因が無いことを確認している。	放射性物質の確認が必要な肥料は販売業者やメーカーから検査記録を入手していること。 また、公定規格に合格した肥料以外の肥料、資材について農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認していること。 【確認書類】 (生産工程記録簿) ・肥料等の使用簿 ・放射性物質の検査記録 ・安全データシート(SDS)		
肥料の保管管理を適切に行っている	11	重要	肥料等の保管場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。	肥料等の保管場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されていること。 【現地確認】 ・肥料等の保管場所と農産物取扱場所の区分状況		
肥料を適切に使用している	12	重要	公定規格に合格し、成分保証された肥料を適切に使用している。	肥料は成分保証されたものを適切に使用していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿(肥料使用簿、肥料購入伝票)		
堆肥や有機物を適切に使用している	13.1	重要	堆肥を使用する場合、病原性微生物の混入防止や外来雑草種子殺滅のため、高温で発酵した完熟堆肥を使用している。	堆肥を使用する場合は原材料や製造方法を確認しており、完熟堆肥を施用していること。 【確認書類】 ・(購入の場合)堆肥購入伝票		
	13.2	必須	未熟な有機物や家畜糞など病原微生物による汚染の危険があるものを使用しない。	未熟な有機物や家畜糞をほ場に施用していないこと。 【確認書類】 ・栽培履歴(肥料・堆肥使用簿)		
農薬の保管管理を適切に行っている	14.1	必須	農薬は専用の場所で保管している。 また、開封した農薬の保管は、こぼれたり、他の農薬容器に付着しないように管理している。 【法令上の義務を含む】	農薬は他の資材を汚染する危険がない専用の場所で保管し、開封済みの農薬が他の農薬容器に付着しないよう適切に管理していること。 毒物劇物を保管する場合は、区別して施錠・保管し、警告表示をしていること。 【現地確認】 以下の農薬保管状況を確認 ・施錠(施設、室、棚等) ・開封済農薬の保管(こぼれ等ないか) ・毒物劇物保管方法(警告表示、区分、施錠必須)		
	14.2	重要	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所を明確に区分していること。 【現地確認】 ・農薬保管・調合場所と農産物取扱場所の区分状況		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
農薬は適切に使用している	15.1	必須	無登録農薬は使用せず、農水省登録のある農薬を使用している。 【法令上の義務】	使用している農薬は全て登録農薬であること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿(農薬使用簿)		
	15.2	必須	防除計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、農薬ラベルの記載事項を事前に確認してから散布している。 特に、使用基準(適用作物、使用回数、使用時期、希釈倍数または使用量)は厳守している。 【法令上の義務】	ラベルの内容に従って農薬を使用していること。 農薬使用簿に①使用月日、②使用場所、③対象農作物、④農薬名、⑤希釈倍率、⑥散布液量が記載されていること。 【確認書類】 ・防除計画 ・生産工程記録簿(農薬使用簿)		
	15.3	必須	防除の作業者と農薬の責任者が異なる場合は、責任者の指示により防除を行う。	農薬の責任者が作成した作業指示書等により、適切な農薬の選択、使用方法により防除を行っていること。 【確認書類】 ・作業指示書等		
	15.4	必須	農薬の責任者は出荷前に防除実績を確認し、誤った使用がないか点検する。	農薬の責任者は出荷前に防除実績を確認し、収穫前使用日数等の使用基準に違反がないか点検していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿(農薬使用簿)		
残留農薬のおそれがない農産物を生産・出荷している	16.1	重要	前作で土壌に散布した農薬を把握しており、当該作付け作物に対する残留リスクがないことを確認している。	前作で土壌に散布した農薬を把握していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿(農薬使用簿)		
	16.2	重要	防除器具(タンク、ノズル、ホース含む)が洗浄され、前回散布の農薬が残っていない。	農薬使用後は、毎回、防除器具をタンクやホース内を含めてしっかりと洗浄していること。		
	16.3	必須	収穫する作物について、園地外からのドリフトに注意している。	周辺ほ場からの農薬の飛散(ドリフト)がないように、対策を図っている。 (対策例) ・周辺ほ場の作付状況や防除計画等の把握 ・周辺の生産者との情報交換		
	16.4	重要	所属する集荷団体は出荷前の残留農薬の分析を実施している。	所属する集荷団体が出荷前残留農薬分析(抽出検査)を実施していること。 【確認書類】 ・残留農薬検査結果		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
ほ場やハウス等を衛生的に管理している	17.1	必須	ほ場やハウス等は、定期的に清掃し、廃棄物や不要物が散乱しないようにしている。	農産物を栽培するほ場・施設内をきれいに整理整頓していること。 【現地確認】 ・ほ場・ハウス等に廃棄物や不要物が散乱していないか確認。		
	17.2	重要	ハウス等の施設では、汚水流入や動物の侵入など外部からの汚染がないような構造になっている。	【現地確認】 ・栽培施設内に大雨等で汚水流入しないような構造となっていること。 ・野生動物や鳥等が施設内に侵入しやすい状態（破損等）となっていないこと。		
農作業・収穫・運搬・輸送の工程は衛生的に管理している	18.1	必須	農作業に使用する機械、農機具、収穫用のハサミは、常に衛生的に保たれている。また、収穫コンテナは清潔なものを使用しているなど、汚染・異物混入がないようにしている。	【現地確認】 ・農作業に使用する機械、農機具、収穫用のハサミが衛生的に保たれていること。 ・収穫コンテナは清潔なものを使用していること。		
	18.2	重要	収穫作業従事者は、清潔な服装や帽子着用など衛生的で異物混入防止に注意を払っている。	収穫作業従事者は、清潔な服装や帽子着用で収穫作業を行っていること。 【現地確認】 ・収穫作業時の服装等は、清潔なものを使用していること（農薬、堆肥、油類等の農産物への汚染原因となるものが付着していない）。 ・収穫作業は帽子等を着用して行っていること。		
	18.3	重要	ほ場や施設から通える場所に手洗い設備、トイレがある。手洗い設備には洗剤、消毒液などを備えており、また、トイレは衛生的に管理されている。	ほ場や施設から通える場所に手洗い場やトイレ施設があり、手洗いの洗剤、消毒液等を備え、清潔に保っていること。 【確認書類】 ・ほ場マップ 【現地確認】 ・手洗い場、トイレの管理状況		
	18.4	重要	収穫物をトラック等で運搬する場合には、荷台は農薬や糞等の付着による汚染がないよう、使用後は必ず洗浄し衛生的に保つようになっている。	収穫物を運搬するトラック等の荷台は、使用後に必ず洗浄し衛生的に保っていること。 【現地確認】 ・トラック等の荷台の管理状況		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
施設の衛生管理に必要な措置を講じている	19.1	必須	ゴミ箱が設置されており、残さ等の廃棄物はその日のうちに施設外に持ち出している。 また、作業後の清掃を必ず行っている。	調製・出荷作業場を清潔に保っていること。 【現地確認】 以下の衛生管理状況を確認 ・整理整頓・清掃の状況 ・ゴミ箱の設置 ・残さ等の作業当日の持ち出し ・清掃用品の保管状況		
	19.2	重要	施設内での農薬、肥料、機械油等による農産物への汚染がないよう、区分管理を行うなど、必要な措置を講じている。	農薬、肥料、機械油等の保管場所と農産物を取り扱う場所を明確に区分していること。 【現地確認】 ・農薬、肥料、機械油等の保管場所は、農産物が汚染されていないように、農産物取扱場所と明確に区分されていることを確認。		
	19.3	重要	出荷調整施設や貯蔵施設では、汚水流入や動物等による汚染防止が図られている。	【現地確認】 ・出荷調整施設や貯蔵施設内に大雨時等に汚水が流入しないよう排水溝の機能維持などが図られていること。 ・施設内に野生動物や鳥等が侵入しないよう、破損部の修繕等が図られていること。		
	19.4	必須	農産物を入れる保管時の資材や包装資材は、清潔に保管管理されたものを使用している。	【現地確認】 ・農産物の包装容器や資材を衛生的に保管し、清潔な状態で使用していること。		
	19.5	必須	農産物の保管・輸送時は適切な温度で管理している。	農産物の保管・輸送について集荷団体等と取決めがある場合は、遵守していること。 品目に応じて適切に温度管理していること。 (取組例) ・気温が上がらない時間帯の収穫作業 ・収穫後はできるだけ早く保管施設へ ・予冷庫を用いる場合は定期点検と設定温度の確認を行う ・運送会社による輸送をする場合は、輸送中の温度管理に関する覚書を交わしている。 【確認書類】 ・運送会社との覚書書(該当がある場合)		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
作業員からの汚染防止の措置を講じている	20.1	必須	全ての作業従事者は、以下の際に清潔で衛生的な場所で手洗いを確実にしている。 1 原料及び製品取扱い前 2 食事後、トイレ使用后、喫煙後	全ての出荷調整作業従事者が作業前に手洗いをしていること。 【現地確認】 ・手洗い場所の衛生状態		
	20.2	重要	清潔な衣服で作業を実施する。 また、作業員がケガや病気をしている場合は、作業に従事させない。	出荷調製作業は、清潔な衣服で実施していること。作業員がケガや病気をしている場合は、作業を避ける。 【現地確認】 ・出荷調製作業時の服装等は、清潔なものを使用していること(農薬、堆肥、油類等の農産物への汚染原因となるものが付着していない)。 ・出荷調製作業は帽子等を着用して行っていること。		
	20.3	重要	喫煙・飲食する場所は農産物に影響が無いように対策を講じている。	喫煙、飲食場所は作業場所から隔離されているか、隔離されていない場合は飲食後に清掃を行っていること。 【現地確認】 ・喫煙、飲食場所の設置状況 ・清掃の記録(必要な場合)		
3 環境保全						
肥料や堆肥による汚染を防いでいる	21.1	必須	保管場所や散布場所から肥料や堆肥等が流出しないよう適切に管理している。	保管場所や散布場所から肥料や堆肥等が周辺環境に流出しないよう適切に管理していること。 【現地確認】 ・堆肥等を長時間屋外に堆積していないこと。		
	21.2	必須	効率的に肥料・堆肥等を施用するための施肥設計を行っている(または、JA等の指導を受けている)。	効率的な施肥設計を行っていること。 【確認書類】 ・栽培暦(施肥基準等が記載されたもの) ・生産工程記録簿(肥料・堆肥使用簿)		
農薬による汚染を防いでいる	22	必須	農薬の使用残がでないように必要な量を秤量・調製するとともに、使用後にタンクを洗浄する場合、ほ場内で適切に処分し、水路や河川に流入しないよう措置を講じている。	農薬は必要な量を計って散布液を調製し、使用残がでないようにしていること。 使用後にタンクを洗浄する場合、水路や河川に洗浄水が流入しないようにしていること。 【現地確認】 ・防除器具の洗浄場所を確認		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
化学農薬に過度に依存しない防除法を 実践している	23.1	必須	県やJA等で作成する防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てている。	県やJA等作成の防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てていること。 【確認書類】 ・防除計画(標準防除暦等)		
	23.2	必須	発生予察情報やほ場の観察により、防除要否や防除時期を判断している。	発生予察情報やほ場の観察により、防除要否や防除時期を判断していること。 【現地確認】 ・発生予察情報の保管 ・ほ場観察の記録等		
	23.3	重要	病虫害や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。 また、化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除等の技術を組み合わせたIPMの導入に努めている。 病虫害や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。	病虫害や雑草の発生源となるほ場周辺の雑草地等を管理していること。 作物残さや罹病株・枝等をほ場から速やかに除去していること。 化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除などの技術を組み合わせたIPMの導入に努めていること。 (取組例) ・病虫害に抵抗性がある品種の導入 ・生物農薬(天敵等)、性フェロモン剤の使用 ・輪作や対抗植物の導入 ・防虫ネット、べたかけ、袋掛け、雨よけ栽培など、被覆技術の導入 ・反射資材の利用 ・黄色灯の設置 ・太陽熱消毒や土壌還元消毒の導入		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
農薬のドリフト防止 対策を行っている	24.1	必須	近隣の住宅地、通学路、学校等に農薬散布の悪影響がないよう配慮した防除を行っている。 【法令上の義務】	ほ場周辺の住宅地や通学路等に配慮して防除を行っていること。 (対策例) ・散布時の風向きを考慮したノズルの向き ・ドリフト低減ノズルの使用 ・散布時の天候(風向風速等)や時間帯(通学時間等)の配慮 ・周辺住民、近隣施設に対する事前周知		
	24.2	重要	ドリフト防止の基本対策(山形県病害虫防除基準やJA等の指導資料による)を講じている。 また、土壌くん蒸剤等を使用する場合は揮散を防止する対策を行っている。	農薬を飛散させないように対策を講じていること。 土壌くん蒸剤を使用する場合は被覆等をしていること。 (対策例) ・風向風速等気象条件への十分な配慮 ・散布圧、散布量、散布ノズルの調整 ・防風ネットや障壁作物の利用 ・土壌くん蒸剤使用時の被覆資材利用		
周辺環境に配慮した 農業生産活動を実 践している	25.1	重要	ほ場から出るごみ等が少なくなるようにしている。 また、ほ場や施設は清潔に保っている。	ほ場から出るごみ等が少なくなるようにしていること。 ほ場や施設は清潔に保っていること。 【現地確認】 ・使用しなかった資材をほ場に放置したり、管理できない作付をしていないこと(計画的な資材購入や栽培)。 ・ほ場・施設から排出されるゴミは放置せず、速やかに処分していること。 ・ほ場・施設が動物の生育場所にならないよう清潔に保っていること。		
	25.2	重要	作物残さについては、堆肥化などリサイクルに努め、廃棄物の削減を図っている	作物残さはできるだけ堆肥にするなどリサイクルに努め、廃棄物の削減を図っていること。 【現地確認】 ・作物残さの堆肥化等の利用状況 (確認できる場合)		
	25.3	必須	ほ場から生じる廃油、廃プラスチックの保管場所は決めている。 また、廃プラスチックは、JA等を通じて適正に廃棄している。【法令上の義務】	農業生産の中で発生する廃油や廃プラスチック(農薬の空容器、空袋、農業用ビニル)は決められた場所で保管していること。 廃プラスチックは産地で決められた方法で処理していること。 【現地確認】 ・廃油や廃プラスチック(農薬の空容器、空袋、農業用ビニル)の保管状態		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
環境に配慮した農業 を実践している	25.4	必須	不適切な屋外燃焼行為により、周辺へ悪影響を及ぼさないようにしている。 【法令上の義務】	農業生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却していないこと。 【現地確認】 ・不適切な屋外燃焼行為を行っている痕跡等(確認できる場合)		
	25.5	重要	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水やそれに含まれる植物残さ、掃除ごみ等を管理している。	ほ場作業・農産物の調製等で発生した泥、植物残さ等を河川に流し込んでいないこと。 【現地確認】 ・排水桝、沈殿槽の設置や排水路への網の設置等		
	25.6	重要	周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。	周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮していること。 【現地確認】 ・ほ場、堆肥舎、作業場等の周辺状況から騒音、振動、悪臭等の発生の有無と対策を確認。		
	26.1	重要	堆肥等の有機物による土づくりなど、適切な土壌管理を行っている。	ほ場の状況に応じて、土づくりなど適切な管理を実施していること。 【確認書類】 ・生産工程記録簿(作業日誌、肥料・堆肥使用簿)		
	26.2	重要	降雨や強風によって土壌が流亡する恐れがある場合は、対策を実施している。	必要な場所では土壌浸食を軽減する対策を実施していること。 (該当ある場合の対策例) ・畦畔等の補修 ・樹園地での草生栽培 ・法面等への被覆植物の植栽 ・マルチによる土壌侵食部分の保護		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
4 労働安全						
労働安全のリスク評価を行っている	27	必須	農産物取扱工程において、ほ場、作業道、農産物取扱施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業を特定し、そのリスク評価を年1回以上行っている。	作業内容やほ場条件にあった危害要因が特定できており、リスク評価を年1回以上行い、リスクの見直しがされていること。 【確認書類】 ・栽培工程管理一覧表(リスク評価表) ・ほ場マップ等(危険箇所の記載等)		
適切な服装及び保護具を着用している	28.1	重要	衣類や手足などが機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装や靴を着用している。	機械操作を行う際の服装や靴は安全を考慮したものを着用していること。 【現地確認】 ・機械作業の際の服装は、農業機械に巻き込みしにくい服装、革製手袋、安全性の高い作業靴等の配慮したものとなっているか。		
	28.2	必須	農薬散布等の作業において、農薬の容器等の表示内容を確認し、適切な保護衣や保護具(防護マスク、メガネ、長靴、手袋)を着用している。	安全で快適な農作業を行うため、作業内容に応じて、適正な服装、防護具等を着用していること。 【現地確認】 ・各作業工程に必要な服装、防護具があるか。 ・防除作業(保護衣、防護マスク、メガネ、長靴、手袋) ・除草作業(安全靴、ゴーグル、エプロン等)		
事故防止のための作業環境整備及び機械作業時の安全対策を講じている	29.1	必須	機械類の定期点検・整備を実施するとともに、使用前の試運転や使用後の清掃・整備等を実施している。 また、機械類は取扱説明書に従って適正使用し、適切に保管している。 【法令上の義務を含む】	農業機械等(機械、装置、器具など)安全装備の確認、使用前点検、使用後の整備や適切な管理がされていること。 機械、装置、器具等の使用方法をよく理解し、適正な使用を行っていること。 【確認書類】 ・整備記録簿(農作業日誌等への記載でも可) ・取扱説明書		
	29.2	必須	燃料は、危険物表示があり、火気がなく、通常部外者が立ち入らず、漏れた場合でも河川に流入しない場所に保管している。 【法令上の義務を含む】	燃料は、近くに火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で保管し、万一燃料が漏れても、河川等に流れ出さないような対策を取っていること。 【現地確認】 ・燃料保管場所 ・表示 ・法令を遵守した保管状態になっているか。 ガソリンは金属容器での保管 保管量に応じた適切な管理(ポリ容器での大量保管していないか等)		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
事故防止のための 作業環境整備及び 機械作業時の安全 対策を講じている	29.3	必須	資格を必要とする作業等には、未資格者は従事させない。 また、危険を伴う作業には、未熟な作業等等は従事させないようにする。	資格を必要とする作業等(フォークリフトの操作等)に未資格者を従事させていないこと。 適切に行わないと危険を伴う作業の従事者を制限していること。		
	29.4	必須	資格を必要とする作業や、危険を伴う作業等に必要な力量を身につけるため、作業者に教育訓練を実施している。	資格を必要とする作業や、危険を伴う作業等に必要な力量を身につけるため、作業者に教育訓練を実施していること。 【確認書類】 ・教育訓練の記録 ・研修会等への参加の記録		
事故時・事故後の備 えを整えている	30.1	重要	農作業中の事故の際に応急措置ができるよう、清潔な水、救急箱を備え付けている。 また、緊急時の連絡体制を整え、病院等の連絡先がわかるよう掲示している。	農作業中の事故発生に備えて、清潔な水、救急箱を備え付けていること。 予め、緊急時の連絡先、連絡方法等について取り決めておき、病院等の連絡先がわかるよう掲示していること。 【現地確認】 ・清潔な水、救急箱の設置 ・緊急時連絡先等(病院等)の掲示		
	30.2	重要	万が一の事故に備え、労災保険や傷害共済などに加入している。 【法令上の義務を含む】	万が一の事故発生に備え、労災保険等に参加していること。 【確認書類】 ・保険証書等		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
5 人権保護						
労働条件を遵守している	31	必須	労働者を雇用する場合、労働条件を遵守し、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿」を整備している。 【法令上の義務】	労働者を雇用する場合、労働条件を遵守し、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿」を整備していること。 【確認書類】 ・労働者名簿 ・賃金台帳 ・出勤簿		
雇用や待遇で差別をしていない	32	必須	労働者の雇用や待遇に関し、人種、民族、国籍、宗教、性別によって差別をしない。	労働者の雇用や待遇に関し、人種、民族、国籍、宗教、性別によって差別をしないこと。 【確認書類】 ・雇用契約書又は労働条件通知書		
外国人技能実習生などに快適な住環境を提供している	33	必須	外国人技能実習生など、外国人雇用がある場合、住環境の提供や労働条件について適切に行っている。	住込みで働く作業者がいる場合、快適な住環境を提供していること。 外国人労働者も日本人労働者と同等の労務管理を行っていること。 【現地確認】 ・電気、ガス、水道、冷暖房設備等、住環境の確認		
労働者とコミュニケーションをとっている	34	重要	使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を年1回以上実施し、内容を記録している。	使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を年1回以上実施し、内容を記録していること。 【確認書類】 ・意見交換の記録(作業日誌等への記載でも可)		

管理点	No.	レベル	適合基準	具体的な確認内容	確認結果 (○、×、-)	同左の根拠 および改善策
6 個別項目(養液栽培・特定外来生物・エネルギー節減・鳥獣害対策)						
養液栽培の肥料を適切に使用している	35	重要	養液栽培を行う場合、装置のメンテナンスのほか、培養液の取り替え、再利用の場合の汚染防止、器具の洗浄・消毒等、養液の病原性微生物汚染防止対策や異物混入防止対策を行っている。	養液栽培の場合は、培養液の定期的な交換など汚染防止の対策が取られていること。 【確認書類】 ・培養液の管理や施設管理の記録 ・栽培履歴等(生産工程記録簿)		
りんごのかび毒汚染対策を実施している	36	重要	りんごでは、果実が傷つかないようにするなど、かび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。	パツリンを低減するための衛生管理を実施していること。 (対策例) ・果実に傷がつかないように扱う ・果実に土壌が付着しないよう扱う ・腐敗果の除去 ・収穫果実はできるだけ低温で貯蔵		
特定外来生物を適正に利用している	37	必須	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼育管理を行っている。【法令上の義務】	セイヨウオオマルハナバチが生態系を乱さないよう適切に飼養していること。 【現地確認】 ・許可証の掲示 ・ネット被覆の状況 全ての開口部に4mm目以下、出入口は二重以上 ・使用後のハチは確実に殺処分		
エネルギーの節減対策を実施している	38	重要	施設・機械等の使用において、不必要・非効率なエネルギー消費の節減に努めている。	環境保全のため、省エネルギー対策を実施していること。 (取組例) ・機械、器具の点検整備や施設の破損箇所の修理 ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・生産規模に合致したエネルギー効率の良い機種を選択		
鳥獣被害対策を実施している	39	重要	鳥獣を引き寄せない取組み等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。	有害鳥獣等による農業被害防止策を実施していること。 【現地確認】 (対策例) ・ほ場に有害鳥獣のエサとなる農作物残さ等がほ場にないか ・ほ場周辺の隠れ場所や侵入経路となる雑草地等がないか ・ほ場周辺に侵入防止柵(電気柵)等が設置されているか		